

旅行条件書(全文)

1. 本書面は、旅行業法第12条の4の定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

1) この旅行は、一般社団法人吉岐市観光連盟が企画・募集し実施する国内旅行でありこの旅行に参加されるお客様は当連盟と募集型企画旅行契約を締結することになります。

2) 当連盟はお客様が、当連盟の定める旅行日程に従って、運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理する事を引き受けます。

3) 募集型企画旅行契約の内容・条件は各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行お申し込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当連盟旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

3. 旅行の申し込みと契約の成立

1) 当連盟は、インターネットによるお申し込みを受け付けます。旅行契約は当連盟が契約の締結を承諾し、下記申込金を受領したときに成立するものとします。

(ただし、当連盟が指定する期日までに旅行代金を全額お支払いいただいた場合は、旅行代金を受領したときに成立するものとします)

お申し込み金(お一人様につき)	旅行代金
30,000 円未満	6,000 円
30,000 円以上～60,000 円未満	12,000 円

2) 当連盟提携のクレジット会社カード会員(以下「会員」という)「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

①契約成立は、当連盟が電話または郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。

②「カード利用日」とは旅行代金等の支払い、または払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また、取消料のカード利用日は「契約解除依頼日」とします。

③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。

ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

④クレジットカードでのお支払いは全額一括決済となります。

⑤コンビニエンスストア支払い、銀行振込、クレジットカードでお支払いの場合、当連盟が指定した期日ま

でにお支払い頂きます。期日までにご入金を確認できない場合、当連盟は予約を取消する事があります。

4. お申込み条件

1) 20歳未満の方のみでお申込みの場合は、法定代理人（親権者など）の同意が必要です。16歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

2) 最小催行人員は、特に明示をしていない限り1名様（ただし、プランによっては2名様から催行）とします。

3) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当連盟の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りする場合がございます。

4) 身体に障害、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当連盟は可能な範囲でこれに応じます。慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方は医師の健康診断書を提出していただく場合がございます。

この場合、旅行の実施に支障をきたすと当連盟が判断する場合は、同伴者の同行を条件とさせていただくか、プランの一部について内容を変更する事等を条件とする事がございます。

5) お客様がご旅行中に疫病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当連盟が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる費用はお客様のご負担になります。

6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。

7) お客様の都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について当連盟にご連絡いただきます。

8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当連盟が判断する場合は、お申込みをお断りすることがございます。

9) その他、当連盟の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合がございます。

10) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合がございます。

5. 契約責任者によるお申し込み

1) 当連盟は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」という）から旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

2) 当連盟は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。

3) 当連盟は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6. 確定書面（最終行程表）

1) 確定した旅行日程、船の便名及び宿泊施設の名前を記載した確定書面（最終行程表）を遅くとも、旅行

開始日の前日までにお渡しいたします。お渡し方法は原則電子メールとなります。

2) 本項1の最終行程表は乗船券、クーポン類引換など、お客様が旅行サービスを受けるために必要な書面としてもご使用いただきます。

7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日より前（お申し込みが間際は当連盟が指定する期日まで）にお支払い下さい。

また、お客様が当連盟提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただく事があります。

この場合のカード利用日は、お客様からのお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

8. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

1) パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、消費税等諸税が含まれます。

2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません。

9. お客様の交替

お客様は万一の場合、当連盟の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただし、この場合は当連盟所定の用紙に所定の事項をご記入のうえご提出下さい。

10. お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

1) お客様は次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて、いつでも旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を引き払戻し致します。

●宿泊を伴う旅行にかかわる取消料

旅行開始日の前日から起算して遡って	取消料（お一人様）
契約解除の日	宿泊付旅行
① 21日目に当たる日以前の解除	無料
② 20日目に当たる日以降の解除（③～⑥を除く）	旅行代金の20%
③ 7日目に当たる日以降の解除（④～⑥を除く）	旅行代金の30%
④ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑤ 旅行開始日の解除（⑥を除く）	旅行代金の50%
⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

●日帰り旅行にかかわる取消料

旅行開始日の前日から起算して遡って	取消料（お一人様）
契約解除の日	宿泊付旅行
① 11日目に当る日以前の解除	無料
② 10日目に当る日以降の解除（③～⑥を除く）	旅行代金の20%
③ 7日目に当る日以降の解除（④～⑥を除く）	旅行代金の30%
④ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑤ 旅行開始日の解除（⑥を除く）	旅行代金の50%
⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

2) 取消日とは、お客様が当連盟の営業日、営業時間に解除する旨お申し出いただいた日とします。

3) お客様は次のいずれかに該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

・旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

a. 旅行開始日又は終了日の変更

b. 入場する観光地・観光施設・その他の旅行の目的地の変更

c. 運輸機関の種類又は会社名の変更

d. 運輸機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更

e. 宿泊機関の種類又は名称の変更

- ・旅行代金が増額されたとき（旅行者から、契約内容の変更の求めがあった場合を除きます）
- ・天災地変・戦乱・暴動、運輸・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となる又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- ・当連盟が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ・当連盟の責に帰すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

4) 通信契約を締結したお客様に、払戻すべき金額が生じたときは、当連盟は、提携会社のカード会規則に従って払戻します。この場合において、当連盟は旅行開始前の解除による払戻しにあたっては、解除の翌日から起算した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

11. お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

2) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき又は当連盟がその旨を告げたときは、第10項1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。

この場合において、当連盟は、受領できなくなった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

1 2. 当連盟による契約の解除（旅行開始後）

1) 当連盟は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除する事があります。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当連盟の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫により 団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- d. お客様が暴力団、暴力団員、暴力関係者、その他の反社会的勢力であると判明した場合は、参加をお断りする場合があります。

1 3. 添乗員の有無

当連盟プランに、添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスをうけるための手続きはお客様ご自身で行って下さい。

1 4. 特別補償について

当連盟は、旅行者が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命・身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行 1 万円～5 万円、携行品に係る損害補償金として 15 万円を限度（ただし、1 個又は 1 対についての補償限度は 10 万円です。）として支払います。

ただし、旅行者が当連盟の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命・身体または手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行なわれない旨について、契約書面に明示したときは、当該日は「募集旅行参加中」とは致しません。

1 5. 当連盟の責任

1) 当連盟は、当連盟又は手配代行者が故意又は過失により旅行者に 損害を与えた場合は損害を賠償いたします。

2) 旅行者が天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、1) の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3) 当連盟は、手荷物について生じた損害については、損害が発生した 翌日から起算して 1 4 日以内に当社に通知があった時に限り、旅行者 1 名につき 1 5 万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

1 6. 旅程保証について

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規程によりその変

更の内容に応じて、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。

但し、一旅行契約についての変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

また、当連盟は下表に掲げる契約内容の変更が生じた原因が、以下による場合は変更補償金を支払いません。

- ア、天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、
- カ、遅延・スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、
- キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

◎別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0

17. 旅行者の責任

- 1) 旅行者の故意又は過失により当連盟が損害を被った時は、当該旅行者は、その損害を賠償しなければなりません。
- 2) 旅行者は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当連盟又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければいけません。

18. 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合には、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい。）

19. 個人情報の取扱いについて

当連盟は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された、個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させて頂くほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※この他、当連盟は

- 1) 当連盟及び当連盟と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内
- 2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い

- 3) アンケートのお願い
- 4) 特典サービスの提供
- 5) 統計資料の作成

に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

20. ご注意

- 1) ご出発後に、契約内容の変更をする事はできません。
- 2) 交通渋滞など当連盟の責に帰すべき事由によらず、ご予約便に乗り遅れの場合、あらたに乗船券をご購入いただきます。また、ご予約便の乗船料の払い戻しはございません。
- 3) 悪天候など、予約便が欠航となった場合は、旅行代金を全額払い戻しいたします。

21. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当連盟の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

☆旅行企画：実施の範囲

◇当連盟が募集型企画旅行を実施出来る（出発地・目的地・宿泊地・帰着地）範囲は次の市町村です。（通過地は除く）

・福岡市・唐津市・対馬市

■旅行企画：実施

一般社団法人壱岐市観光連盟

長崎県知事登録旅行業 地域-172号

〒811-5133 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触620-1

TEL：0920-47-3700 FAX：0920-47-5302

（一社）全国旅行業協会正会員登録

国内旅行業務取扱管理者 長岡 尚利